

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	遠軽町国民健康保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠軽町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

遠軽町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付管理等を行う。保険料は、地方税法に基づき、保険税の賦課、収納、滞納管理を行う。 国民健康保険に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 (1)被保険者の資格に関すること。 (2)給付に関すること。 (3)オンライン資格確認業務に関すること。
③システムの名称	総合行政情報システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、国保共電ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表44項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表 69, 70, 71項 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13, 15, 16, 19, 20, 27, 28, 42, 48, 56, 69, 70, 87, 105, 106, 125, 131, 137, 158, 161, 164, 165, 166, 173項 <オンライン資格確認業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部住民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

遠軽町総務部情報管財課
〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するいずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対して、マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者には再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、年度末には、取扱いに関する監査を実施し、取扱いの意識づけを行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政情報システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	総合行政情報システム、国保総合システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一30項	番号法第9条第1項及び別表第一30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
平成30年7月1日	I-5-②	課長 小野寺正彦	課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項	【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106項	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付管理等を行う。保険料は、地方税法に基づき、保険税の賦課、収納、滞納管理を行う。 国民健康保険に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)被保険者の資格に関すること。 (2)給付に関すること。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付管理等を行う。保険料は、地方税法に基づき、保険税の賦課、収納、滞納管理を行う。 国民健康保険に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)被保険者の資格に関すること。 (2)給付に関すること。 (3)オンライン資格確認の準備に関すること。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政情報システム、国保総合システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	総合行政情報システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
令和2年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法第9条第1項及び別表第一30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 42、43項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106項	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 42、43項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政情報システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	総合行政情報システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表44項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 42、43項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106項 <オンライン資格確認業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表 69、70、71項 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、6、7、13、15、16、19、20、27、28、42、48、56、69、70、87、105、106、125、131、137、158、161、164、165、166、173項 <オンライン資格確認業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	